

川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年1月26日提出

川崎市長 福田紀彦

川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年川崎市条例第56号）の一部を次のように改正する。

第15条第2項中「次の表の左欄に掲げる健康診断」の次に「又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）」を加え、「当該健康診断」を「当該健康診断等」に、「健康診断の結果」を「健康診断等の結果」に改め、同項の表中

「

児童が通学する学校における健康診断	定期の健康診断又は臨時の健康診断
-------------------	------------------

」

を

児童が通学する学校における健康診断	定期の健康診断又は臨時の健康診断
乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）に対する健康診査	入所時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断

」

に改める。

第27条中「乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）」を「乳幼児」に改める。

第29条第2項中「、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者」を削り、同条第6項中「保育士（」の次に「法第18条の29に規定する地域限定保育士及び」を加える。

第31条第1項第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 児童福祉法施行規則第5条の2の8に規定することも家庭ソーシャルワーカー（以下「ことも家庭ソーシャルワーカー」という。）の資格を有する者

第39条第1項第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) ことも家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第40条中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) ことも家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第58条第2項中「、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者」を削る。

第59条第1項第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同項第5号

とし、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第60条中第10号を第11号とし、第4号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

(4) こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第88条第4項中「、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者」を削る。

第89条第1項第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第94条第2項中「、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者」を削る。

第95条第1項第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第96条中第8号を第10号とし、同条第7号中「前条第1項第4号ア」を「前条第1項第5号ア」に改め、同号を同条第9号とし、同条第6号中「前条第1項第4号ア」を「前条第1項第5号ア」に改め、同号を同条第8号とし、同条第5号中「前条第1項第4号ア」を「前条第1項第5号ア」に改め、同号を同条第7号とし、同条第4号中「前条第1項第4号ア」を「前条第1項第5号ア」に改め、同号を同条第5号ア」に改め、同号を同条第6号とし、同条第3号を同条第5号とし、同条第2号の次に次の2号を加える。

(3) 精神保健福祉士の資格を有する者

(4) こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第97条中第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

- (3) 精神保健福祉士の資格を有する者
- (4) こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

附 則

この条例は、令和8年3月1日から施行する。ただし、第15条第2項、第27条及び第29条第6項の改正規定は、公布の日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、乳児院の長等の資格要件にこども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者を加えること、保育所に置くべき保育士等の資格要件に地域限定保育士を加えること、乳児院の長等は、乳児又は幼児の健康診査の内容が入所時の健康診断等の全部又は一部に相当すると認められるときは、当該健康診断等の全部又は一部を行わないことができるることとすること等のため、この条例を制定するものである。